福祉契約におけるサービスの「質」の評価

修

笠 井

はじめに

サービスの「質」の評価の必要性

____ 従来の評価基準

サービス提供債務と三層の評価基準

四

 $\mathcal{T}_{\mathbf{L}}$ 今後の発展

はじめに

下「福祉契約」という)を通じた、擬似市場メカニズムのもとにおいて、利用者の選択と事業者間の競争を利用する 福祉サービスの供給方法が、近時、措置から契約に改められた。これは、福祉サービスの供給を媒介する契約(以

祉サービスがあるべき質に達していない場合に、利用者が福祉サービス提供者に対し契約責任を追及することをも可 ことにより、提供される「福祉サービスの質の向上」を実現しようとするものである。また、それは、提供された福

能にする。これによる「福祉サービスの質の向上」も強調されてよいであろう。 サービスの質の向上に対する実効性が裏打ちされることになる。 福祉サービスの提供がなされた場合に、福祉サービス提供者に対し契約責任を追及する可能性が保証されれば、 の他の企業・団体など、多様な事業主体が、利用者との福祉契約の締結を通して、福祉サービスの提供事業を展開し の競争が実際にサービスの質の向上をもたらすことが期待されよう。また同時に、これらの事業主体により不適切な つつある。これらの事業者間に適正な競争が生まれるとともに、福祉契約を規律する法理論が適切に機能すれば、右 すなわち、近時は、新しい社会福祉法のもとで、社会福祉法人のみならず医療法人、社会福祉協議会、NPO、 そ

その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連す る能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければなら は、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有す の内容と提供態様に着目して、次のように規定する。まず、福祉サービスの「内容の向上」につき、「福祉サービス の実施に努めなければならない」(五条)とする。 るサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業 ない」(三条)とし、次に、福祉サービス提供の「態様の向上」につき、「社会福祉を目的とする事業を経営する者は 他方で、そもそも何をもって「福祉サービスの質の向上」というかについて、新しい社会福祉法は、そのサービス

右のような意味におけるサービスの質の向上のために、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービ

に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。」(七八条二項)と規定する。 営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施 切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」(七八条一項)とし、他方で、「国は、社会福祉事業の経 スの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適

者による「サービスの質に関する自己評価等の措置」(七八条一項)と国による「サービスの質の評価に対する支援 な観点からサービスの質の評価が行われ、利用者も事業者もその評価に敏感になることが、「契約による福祉」の必 (七八条二項。たとえば、第三者機関によるサービスの評価の仕組みの策定)の努力義務を規定している。このよう つまり、社会福祉法は、「福祉サービスの質の向上」という目的(三条、五条)のために、その前提となる、事業

二 サービスの「質」の評価の必要性

須条件となろう。

行うな

評価によってはじめて、事業者は自己の提供するサービスの水準や課題を把握し、改善すべきポイントを明確にした の関連サービスとの有機的連携 サービスについて、利用者の立場に立って良質かつ適切なサービスが、サービスの多様性、利用者の意向の尊重、 の向上に向けた取り組み・努力のための前提となる情報としてのサービスの質の評価である。これは、提供する福祉 ところで、従来は、サービスの質の評価が、二つの観点から求められてきた。すなわち、まず、①事業者による質 (社会福祉法五条)などをふまえつつ実際に提供されたかに関する評価である。この

三八

がはっきりしないと、質が向上したのか低下したのかの判断も行うことができないであろう。 うえで、その改善に向けた組織的・継続的な取り組みを行うことが可能となる。そもそも、サービスの質の評価基準

報として、サービスの質の評価が必要となる。契約による福祉サービスの供給によりはじめて、福祉サービスの質と 観的に伝える手段が強く求められるのである。各種福祉サービスにつき、多様な福祉サービス供給主体の参入が進ん でいる現在の状況のもとでは、このような情報が特に重要となる。 価格とが結び付けられる仕組みが導入されたことになるため、利用者に事業者とそのサービスの質に関する情報を客 次に、②利用者が事業者やサービスを選択するうえで、より良質な事業者や福祉サービスを自ら選択するための情

福祉の導入の前に確立されていなければならなかったはずである)。しかし、これらの評価基準は、直ちに、福祉契 約上の債務としてどのような質のサービスを提供しなければならないか(どのような質のサービスが提供されなけれ 価であり、 これらは、事業者による自己点検・改善努力(①)と利用者による選択(②)を支援するためのサービスの質の評 サービスの瑕疵または不完全履行となるか)という問題の判断基準として働くものではない。 その評価のために評価基準が必要となる(具体例については、三参照。本来、これらの基準は契約による

契約責任の前提としてのサービスの質の評価

(1) サービス提供者の契約責任

たサービスについて利用者に不満があった場合や利用者・事業者間でトラブルが発生した場合、さらに「福祉過誤 価およびその基準が求められることになる。この評価基準は、提供するべきサービスの確定基準、 そこで今日では、さらに進んで、③事業者の法的義務および契約責任に関する判断基準としてのサービスの質の評 および、 提供され

福祉契約のような、サービス提供型の契約においては、その契約上の義務内容や責任内容を明らかにするうえで、サー 立することが求められているのである。これは同時に、苦情解決の仕組みにおける判断に資する面も認められよう。 めぐって問題が生じた場合に、事業者の契約責任の成否の判断を支援する基準として、 が生じた場合における法的責任の判断基準としての、サービスの質の評価基準である。つまり、福祉サービスの質を サービスの質の評価基準を確

ビスの質の評価は重要な前提となるはずである。

性を欠くものであり、また、結果の評価によってはサービスの質を評価することが困難であることも多い。 断することになるであろう(民法六三四条以下)。しかし、これらの判断の内容自体が福祉サービスの場合には具体 ける評価の問題と考えられてきた。また、無形の請負契約とみられる場合には、完成した仕事という結果によって判 どうかの判断で括られたり、 ところが、その検討はこれまで著しく不十分であった。これまでは、債務の本旨に従った履行(民法四一五条) 福祉契約が準委任契約とみられる場合には、善管注意義務 (民法六四四条) の枠内にお か

場合に、それがサービスの不完全履行ないし瑕疵あるサービスによるものであったといいうるかという問題が生じて ような具体性を持った概念を福祉サービスについても明確にすることはできないであろうか。 そこで、何らかの福祉サービスの提供はあったものの、利用者がそのサービスに不満を感じた場合や損害が生じた そのサービスの瑕疵、 あるいは、不完全履行に関する判断が不明確となる。 物取引における「瑕疵」、「欠陥」の

(2) 評価基準の意義

であろう。それはまた、 やその基準とは異なるものであるが、③の基準を見出す材料として、 このような③の観点からの福祉サービスの質の評価やその基準は、 サービスの評価基準が確立されれば、実際に提供されたサービスとの乖離の範囲を考慮し、 ①、②の観点からの基準に注目することは必要 従来の①、 ②の観点からのサービスの質の評価

福祉契約におけるサービスの「質」の評価

(笠井)

許容される乖離の程度はどこまでか、どの程度の乖離をもって福祉サービスの瑕疵ないし不完全履行とみるべきかと

るべきサービスの質の評価基準を設けなければならない。中等の品質のサービス、あるいは、善管注意義務をつくし いうことを考えることも可能にする。 そして、ここでは、損害賠償、代金減額、解除、追完による救済を認めるべきか否かを振り分ける基準として、あ

介護保険のような制度の適切な普及も望めないことになろう。 ビスをどのように選んでよいかについて試行錯誤が避けられないであろう。しかし、いずれにしても評価の基準がな れまでの福祉サービスの供給の仕組みにおいては、利用者が自ら選択するという場面がなかったから、利用者は、サー 者を選別する可能性が生まれ、さらに、サービス提供者の契約責任の成否の判断が可能となるのである。確かに、こ する環境やそのような動機を持つ契機が与えられ、利用者には、市場においてよりすぐれたサービスを提供する事業 準を用いることによってはじめて、事業者にはよりすぐれていると評価されるサービスを提供して他の事業者と競争 性が生まれ徐々に解決されるという面もある。しかし、やはり、福祉サービスの質を評価・判断するための明確な基 参照)。他方で、評価の基準が不明確であるという問題は、福祉サービスの市場における流通が増えるに従って定型 たサービスという枠だけでは十分でなく、この枠のなかでより具体的な基準が必要となるのである。 いと自由競争のメリットが十分に得られず、また、契約の導入による契約責任追及が有用な手段とならない。とくに、 このような意味において、右の①、②の観点からの基準は従来いずれも十分な明確さを持つものではなかった(三 評価基準の曖昧さ

3 福祉サービスの評価の困難さ

価する際の「測定単位」が開発されていないことによるものであろうが、その原因として、次のような要素をあげる 福祉サービスの質の評価基準が、 物の性質の評価基準に比べ不明確であったのは、主として、サービスを評

⑴ 契約目的の不明確さ

ことができる。

ビスとしての福祉サービスは利用者の状態の何らかの変化・改善を目的とするものではないことが多く(診療契約と 込むことが難しい。 の相違)、その提供による望ましい成果を契約締結時にあらかじめ具体的に描き出し、そしてそれを契約内容に盛り まず、福祉契約を締結することによって得ようとする最終的な目的・成果が明確ではないことが多い。対人援助サー

約では、外国語がしゃべれるようになる、美しくなる、病状が改善するというように、サービスの成果が上がったの がある。 の生活が継続する限りサービスの提供には終わりがないから、右のような時間的区切りによる比較が困難となる事情 いない(強いて言えば現状維持ということになる)ことが多い。そして、福祉サービスの場合には、サービス利用者 かどうかを認識しやすい。特に、入学前・入学後、施術前・施術後、入院前・入院後というような時間的区切りを用 いた前後の比較が可能である。これに対し、福祉サービスの場合には、このような明確な成果がそもそも予定されて たとえば、契約に盛り込むか否かを別にしても、語学学校、エステティックサロン、病院などとのサービス提供契

であったかを評価する場合に、提供されたサービスのどこが契約上の要求を満たしどこが不十分だったのかを分析す これらの事情のため、 何らかの福祉サービスが提供された後に、そのサービスが契約上求められる質に達したもの

福祉契約におけるサービスの「質」の評価

(笠井)

ることが難しくなる。

(2) 評価の主観性

象を同様の方法で評価することは難しい。また、その評価にはしばしば利用者側の個人的な感覚や感情のような主観 は、 結果は利用者の協力にも依存する。これらにより、利用者の満足をもたらす因子の特定が困難となる(このような点 に、サービスの成果としての利用者の「満足度」というような評価は、客観性に欠け、再現性も低い。さらに、評価 どのような要素が利用者の主観的欲求を満足させ、どの要素が足りなかったのか、を分析することが困難となる。特 的要素が大きく影響し、しばしばいわゆるアメニティの要素が重要な意味を持つ。そのため、事業者は、サービスの 物取引においてはその対象の性能・品質を客観的な単位をもって評価できるが、福祉サービスの場合には給付の対 同時にサービスの質を誰が評価するのかという問題にもつながることになる)。

(3) インフォーマルな性格

社会化したことを意味する。しかし社会化した部分もなおインフォーマルなサービスであるという性格を引きずって いるから、そのことが制度的な基準になじまない面をもたらしているのである。 マルなサービスであるが、契約による福祉サービスの購入は、家族の機能の一部であった介護が契約によって外部化 また、福祉サービスの由来の点も無視できない。すなわち、たとえば介護は、本来家族の中で行われてきたインフォー

三 従来の評価基準

では、これまでどのような評価基準が示されてきたであろうか。同時に、サービスの質を構成する因子としてどの

1 行政の側からの福祉サービスのあるべき基準の提示 ---- 最低基準

行政の側から福祉サービスのあるべき最低基準が示されている。一種の管理的アプローチである。

福祉施設の運営について、社会福祉法は、厚生労働大臣が必要となる「最低の基準」を定めなければならないものと し、社会福祉施設の設置者に対し、この基準を遵守することを義務付けている(同法六五条)。これを受けて、各法 まず、社会福祉施設の設備の規模・構造、福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会

に基づく施設の最低基準を定める省令の改正が行われた。

施設の設備及び運営に関する基準(平成一二・三・三〇厚令五四)」「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基 及び運営に関する基準 (昭和四一・七・一厚令一九) 」「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成一一・ 令八七)」などがある。これらの最低基準では、設備、職員配置、サービス内容などに関する事項ついて基準が定め 定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成一一・三・三一厚令三七)」「身体障害者更生援護 三・三一厚令四六)」「指定介護老人福祉施設の人貞、設備及び運営に関する基準(平成一一・三・三一厚令三九)」「指 たとえば、高齢者、障害者関連施設の規模・構造・運営の基準を定めた厚生省令として、「養護老人ホームの設備 (平成二・一二・一九厚令五七)」「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成一二・三・三一厚

されていない。ただ、介護保険の導入に伴い、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平 他方、在宅サービスについては、事業の最低基準に関わる規定が社会福祉法やその他の法律に存在せず、

福祉契約におけるサービスの「質」の評価(笠井)

られている。

質の評価の取り組み

訪問介護質評価モデ ル事業 (総日本看護 協会)	「シルバーマーク」 (他シルバーサービ ス振興会)	「チェックリスト」 (市民互助団体全国 協議会)	【参考】病院機能評価(即日本医療機能)評価機構)	
平成11年 (モデル事業)	平成元年	平成12年	平成8年	策定時期
訪問看護	訪問介護、訪問入浴 介護、福祉用具、有 料老人ホーム	居在介護支援、訪問介護	一般病院、豐心病院、 長期療養病院	対象 サービス
事業者自身*同協会 が一定の分析	第三者機関(同社団) *事業者も事前に自 己評価	利用者	第三者機関(同財団) *病院も事前に自己 評価	評価主体
・事業者、従業者に 対する書面調査・小 項目を3段階評価・ 協会が結果について 簡単な分析を行い、 各事業者にフィード バック	・事業生は対する書準 が達成さいされて一 を評がはながったとしい、 とという。 に、マータ書を書をおし、 で、マータ業を書を表す。 で、ジャッで紹介	・契約締結前 (説明 段階) 契は契約更新 前において、サービ ス体制等に関する更明、 東者の説明、フロビ 際に受けたサービス 内容をも目に利用者自 身が評価	・病院に対する書項 ・病院に対する事項 目を3段結果に基づ価・ 項目の項目でも多様にを5が全ででは、 では、中項項ではでする。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	評価方法
○ 「中・計・計・計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○利用 8) 報告 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	【居宅介護支援事業 者】○契約するの (19) ○ケアプラン を承諾するとき(13) ○契約を継続すると き(7) 【訪問介護 事業者】○契約する 前(17) ○契約を継続するとき(10)	○患者に (51)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	評価項目※()内は小項目数
100	67	66	23	小項目数

			[W135]) p35	
	高齢者在宅福祉サービス評価事業 (厚生 省)	福祉サービスにおけ る第三者評価事業に 関する報告書 (厚生 労働省)	介護保健サービス評 価に関する北海道基 準 (北海道)	第三者機関による介 護サービスの評価 (神戸市)
策定時期	平成8年	平成13年	平成12年	平成12年
対象 サービス	訪問介護、通所介護、 短期入所生活介護	福祉サービス全般	訪問介護、介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	訪問介護
評価主体	第三者(県の評価委 員会)*事業者も自 己評価を実施	第三者機関 (国が育成した評価機関)	事業者自身*第三者 評価にも使用可	第三者機関(神戸市 消費者協会)
評価方法	・事業者に対する実 地調査・小項目ごと に3段階評価及び改 善必要性の確認・事 業者が改善→再評価	・事業者に対する(実地) 調査・細管・細管・細管・細管・経路 は2 重多 を3 段階 とは2 重多 を付けを基づき評価・その項目(達成日本) を5 段階 評価・評価・計算・2 段階 指針に従って評価 機関が公表	・事業者自身が評価 項目に○×をつける・○の多寡は直接 考慮しない・事業者 に自己評価結果の公 表を促す	・事業者、従業者、 利用者に対する書面 調査・各小項目を3 段階評価し、点数化・ 協会のHP、市の窓 口で評価結果を同 示・利用者の意向 より項目ごとに重み 付け
評価項目※ ()内は 小項目数	○サービス提供の様 が、138・申込別提供の様 利用終・サービル・アラス内 の工夫・アラー 自立支 が、シー・・アラー なって、 の工夫・アラー は、 の工夫・アラー は、 の主、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは	○対察の保証の (14) ・ (14) ・ (14) ・ (14) ・ (14) ・ (14) ・ (14) ・ (14) ・ (14) ・ (14) ・ (14) ・ (14) ・ (15) ・ (14) ・ (15)	○基本・人ピステント (13)・ (13)・ (14)・ (14)・ (15)・ (15)・ (16)	(16)・利用報報の等・1/2 (16)・利用相談の事・1/2 (16)・利用相談の事・1/2 (16)・東重・1/2 (16)・東重・1/2 (16)・東重・1/2 (16)・東重・1/2 (16)・東重・1/2 (16)・東重・1/2 (16)・東京・1/2 (16)・東京・1/2 (16)・東京・1/2 (17)・東京・1/2 (17)・ルース・1/2 (17)・ルース・1
小項目数	102	93	56	55

として指摘される。事業者は最低基準さえみたせばそれ以上の質の向上を図らなくなるおそれもある。また障害者福 の性格を持つものとはならないということである。また、これらの最低基準が最高基準として働いていることも問題 成一一・三・三一厚令三九)において、高齢者の在宅サービスについてある程度の基準が設けられたが十分ではない。 祉については最低基準が充実していない。しかし、これらの基準は、最低限の充足するべき目安であり、評価の基準 ここで注意するべきは、今日の支援費支給方式や介護保険方式のもとでは、最低基準がサービスの給付基準として

2 福祉サービスの質の評価にかかわる各種の取り組み

としての性質を備えるものとは言いにくい。

時は、 たとえば、 ②の観点(二、1、2参照)からの福祉サービスの質の評価は、すでに一九八〇年代から試みられてきた。近 評価主体、評価基準、評価成果の公表はそれぞれことなるが、すでに、いくつかの評価基準が示されている。 介護サービスの質の評価についてみると、【別表】のような評価が試みられている。

うものまでがみられる。これらを次のように整理することができる。 般に、サービス評価の手法には、項目ごとに定性的なデータを求めるものから、三段階の数値を用いた評価を行

(1) 自己評価

厚生省老人保健福祉局監修・一九九三年)のような例がある。事業者が自己の提供するサービスの内容を見直し、そ 生省(当時)・二〇〇〇年六月)、「特別養護老人ホーム・老人保健施設のサービス評価基準」(全国社会福祉協議会 入所施設サービス評価事業」(東京都福祉局・一九九九年六月改訂)、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」(厚 事業者による自己評価のための基準が設けられている。一種の経営的アプローチである。たとえば、「心身障害者(児)

の質の向上を目的とした改善を行うための評価である(社会福祉法七八条一項)。

ただ、自己評価はややもすると客観性に欠けることがある。特に、利用者の選択に資するための情報という点では、

十分に機能しないおそれがある。そこで、第三者による評価基準が設けられる必要がある。

(2) 第三者評価

チともいいうる 第三者によるサービスの評価は、 利用者にとっても適切なサービスを選択するための判断材料として重要である。消費者の視点からのアプロ 事業者にとって自己のサービスの改善すべき点を把握するうえで有用であるとと

示されている。これは、 評価について検討を始めた。その成果として、「福祉サービスの第三者評価基準」(厚生労働省・二〇〇一年三月)が 全般に関して、一九九八年から「福祉サービスの質に関する検討会」を設置し、 第三者評価には、国や自治体の試みをはじめとして、いくつかの成果がみられる。たとえば、 正確には評価基準ではなく、 評価項目の明確化であるが、ここに現れた第三者評価に対する 種別を超えた福祉サービスの第三者 国は、 福祉サービス

考え方をやや詳しくみると次のとおりである。

必要となる情報を提供することにある。 者機関が客観的な立場から評価することである。そのねらいは、事業者が自己の提供するサービスの問題点を具体的 に把握することにより、 目的と方法 第三者評価とは、事業者の提供する福祉サービスを当事者 サービスの質の向上に結びつけること、および、利用者がサービスを適切に選択するうえで (事業者および利用者) 以外の第三

導するためのものである。その対象も、 最低基準や指定基準とは異なる趣旨の基準であり、実際に行われているサービスをより望ましい水準へ誘 福祉サービス全般(すべての、入所・通所施設サービス、在宅サービス)に

福祉契約におけるサービスの「質」の評価

(笠井)

及ぶものであって、各サービス分野固有の基準を策定する際の基本となることを目指している。また、 第三者評価機

サービス利用関係の構築、 の「評価細目」からなっている。評価対象は、 関が策定する評価基準のガイドラインとなることが期待されている。 対象とするのかによって、次の分類が可能である。 サービス提供、 (1) 評価基準の構成 (8)組織(人事・財務)の運営管理である。これらの七つの評価対象は、サービス提供過程の何を評価 は福祉サービスの提供過程・方法の確立、 第三者評価基準は、七つの『評価対象』、二五の『評価分類』、四六の『評価項目』、 (a)福祉サービス提供の基本方針と組織、 (e)福祉サービスの適切な提供、 (b)地域等との関係、 (f)利用者本位の (c)対等な 九

その施設で働く専門職の多さなどが評価の対象となる。サービスを提供する組織の評価(第三者評価対象(a)、(b)、 事業者側の人的・物的設備の面からの評価であり、そのサービスが提供される組織やその組織のもつ施設環境、備品 トカムベースの三層の基準から構成されているものとみることができる。ストラクチャーとは、 すなわち、 福祉サービスの評価の枠組みは、一般に、ストラクチャーベースの基準、プロセスベースの基準、 サービス提供を行う アウ (c)

いるか、 プロセスとは、サービスが提供される過程の諸要素からの評価であり、 その提供方法が基準に合致しているかを評価対象とすることになる。 誰が、 ケア内容策定過程の評価 どのようにそのサービスを提供して

対象(d)、

(e) (f)

はこれにあたる。

(g) はこれにあたる。

サービスの評価は、 たかを評価することになるが、この評価は右の第三者評価の対象には含まれていない。すでに指摘したように、福祉 アウトカムは、 サービスの成果からの評価であり、 その効果については特に困難であることによるものである。 具体的にサービスを受けた結果利用者にどのような変化が現れ つまり、 福祉サービスの場合には、

サービス提供も不可欠である。他方、サービス提供の効果が個別的・主観的要素を含んでいることが多く、客観的 普遍的な評価の指標を確定しがたい面もある。また、アウトカムは一人ひとりの利用者の変化の状況を成果として指 結果や効果が潜在的・間接的・長期的にしか現れないことが多いうえに、積極的な効果が期待できない人々への福祉 用に対する効果が測定されなければならず、費用に見合った成果が得られたかどうかを判断できなければならないか しかし、今後はアウトカムに関する基準も必要となろう。福祉サービスの供給が市場原理のもとにおかれる以上、費 標化しなければならないが、逆に、そもそも一定の成果をあげることが引き受けられていないことも多いであろう。

ストラクチャーの評価が主な対象となっている。在宅のサービスについてもこの傾向は顕著である。 その後も、いくつかの自治体などでサービスの質の評価を目的とした第三者機関が組織されているが、依然として

(3) 利用者評価

らである。

欠けており、その評価に信頼性を与える方策が求められる。 度」(二○○一年)などがある。しかし、利用者は通常は福祉サービスの質を十分に判断するだけの情報や分析力が の視点を取り込もうとしている。たとえば、名古屋市「ユーザー評価制度」(二〇〇一年)、京都市「ユーザー評価制 利用者からの評価は重要であり、NPOや民間団体が、種々の調査(訪問調査、アンケート調査)を通して利用者

の評価を把握する一二の項目を用意している。 また、「福祉サービスの質に関する検討会」の「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」も利用者

福祉契約におけるサービスの「質」の評価(笠井

Ŧi.

四 サービス提供債務と三層の評価基準

1 問題の特殊性

③の観点からのサービスの質の評価基準についてはどのように考えたらよいであろうか。物給付におけるのと同様の 価基準の設定が問題とされることがあったものの、特に、福祉サービスにおいては、その質が十分に価格に結び付け 不履行判断や瑕疵判断の基準を作ることはできないであろうか。これまでは、サービス供給契約一般においてこの評 られていなかったため、評価基準も曖昧なまま放置されてきた。 について利用者に不満があった場合や利用者・事業者間で紛争が発生した場合における法的責任の判断基準、つまり 以上のようにして、サービスの質の評価事業において評価基準は一定の発展をみたが、では、提供されたサービス

1) 快適さと債務

契約の出現は、従来の契約法にとって未知の問題を提起することになった。 るべきである。このような側面は、契約法がとらえきれない要素であろうか(むしろ道徳の領域であろうか)。福祉 とえば、「どのように」入浴させるか)。実際のトラブルの相当部分がこの点の不満によるものであることは注目され これに対し、福祉サービスの供給においては、その提供のプロセスの快適さ、適切さ、誠実さが重要な意味を持つ(た 従来のサービス供給契約に関する理解は、主としてそのサービスのもたらす経済的価値をとらえるものであった。

2 質の許容範囲

定が行われうる。これは、契約によって実現を目論まれた質であり、目標となる質である。しかし、これはそのまま サービスの質は、 福祉契約の交渉においていかなる福祉サービスを提供するかが取り決められる段階で、 一定の特

サービスの瑕疵となるかは、 不履行判断の基準となるものではない。すなわち、 これを完全にみたさなくても、 それ自体問題である。また、多数の評価項目をすべてクリアーする必要があるの いわば許容範囲としての質の範囲があり、 実際に提供されるサービスの質がこれをみたさない場合に直ちに これにあてはまるかどうかが かも問

2 中等の品質と善管注意義務の一元的把握

問題となるのではなかろうか。

項と六四四条) かった場合のあるべき品質であり、右の善管注意義務は、委任事務を処理するにあたり求められる注意義務の水準で 四四条) のであったか否かを、 て判断されることになる。 とが多いであろう。 の提供の態様ということを区別する意味がないことが多く、サービスの質は同時に右の両者の規定(民法四〇一条一 に関する判断と中等の品質のサービスを提供したかに関する判断は、その実質的内容がほぼ重なり合い、融合するこ ③の観点からの評価は、 の枠内での判断にゆだねることが考えられる。中等の品質は、 弁済の態様の問題である。ここで注意するべきは、サービス取引の場合には、サービスそのものの品質とそ の問題となってしまうことである。すなわち、サービス提供型契約では、善管注意義務をつくしたか この中で質の評価をどのように標準化し、「評価の客観化」をどのように達成するかが重要な問 中等の品質のサービス (民法四〇一条一項のサービスへの類推適用)、善管注意義務 (民法六 しかし、契約解釈からそれを導けない場合には、提供されたサービスが水準をみたしたも 契約解釈によって求められる債務としてのサービスの質の水準が確定できればそれによっ 物取引において当事者が品質を決めておかな

題となるのである。

3 三層の評価基準

(1) 三層の評価基準の応用

プロセス、アウトカムの三層基準に着目して具体化することを提唱したい。(四) 右の問題に対し、ここでは、質が不十分な福祉サービスの提供による瑕疵判断を、さきにみた、ストラクチャー、

タではなく定性的なデータとなる)。 はなく、結局は評価対象となる項目を三層の相違に即して評価するものである。そこからえられる情報は定量的なデー 在しているのである(ここでの基準とは、それぞれの着目点に即してサービスの良し悪しを数値化するというもので るものであり、サービスの瑕疵ないし不完全履行の判断にどこまで応用できるものかについては、なお検討を要する。 しかし、この三層の判断基準は、これまでのサービス契約の責任論や民法典の規定自体のなかにすでに様々な形で存 もっとも、これは、すでに述べたように、サービス提供者の自己評価や利用者の選択のための基準として着目され

に着目したものとみることができる。 ある(物品等の瑕疵を常に選定・管理の瑕疵に置き換えられるかの問題は残る)。これは物品等というストラクチャー 図というような特別の事情のない限り)その物品等の瑕疵からサービスの瑕疵を判断することができるとする議論が いていたという場合には、その物品等の選定、維持、管理もサービス提供の「準備行為」であるから、(利用者の指 たとえば、物品、器具、施設等を利用するサービスについては、その物品等が通常有すべき安全性などの性質を欠

対象とされている。仕事に瑕疵があるということは、仕事完成に向けた役務に瑕疵があったことを推定させる。これ ることが考えられる。実際に請負契約や製作物供給契約では仕事が有体物の場合にはもっぱらその仕事が瑕疵の評価 他方、サービスの成果が物になって現れる場合には、もっぱらその物の瑕疵判断を通じてサービスの不備も評価す

は不適切な結果の方からみてサービスの瑕疵を判断するという方法である(もちろん、それが材料の瑕疵に起因する よび)アウトカムで評価することになるが、利用者の事情によって左右され、主観的な評価となるおそれもある。 価をあげることができようが、その評価基準は十分に明確ではない (純粋役務の欠陥はどうしてもプロセスまたは こともあろうが、それも瑕疵ある材料の選択という役務の瑕疵であったともいいうる)。これは仕事というアウトカ 用者に満足感やアメニティがえられなかったとしても、それがサービスの瑕疵によるものなのかは見極めにくい)。 ムに注目したものである。ただ、民法ではプロセスに注目した基準としては、善管注意義務をつくしたかいなかの評

福祉サービスについてもこれらの観点を発展させて評価を試みる可能性は、 検討されてよいであろう。

② 三層の基準に取り込まれるべき評価項目

たかを判断するためには、どのような評価項目をそこに盛り込むべきであろうか。 が福祉サービスのあるべき質をみたしていないものであったか、すなわち、福祉サービスが瑕疵を帯びたものであっ 福祉サービスの提供過程で利用者に何らかの損害が生じた場合に、この三層の基準を用いて、 そのサービス

い場合には、サービスの瑕疵を肯定するべきであろう。 管理、職員の処遇などの、通常の福祉施設の水準をみたしているかが基準となる。まずこの点で水準をみたしていな ストラクチャーベースでは、運営理念、事業計画、教育指導、事故・緊急対策、安全衛生対策、経営、人事、労務

たしているかを検討するべきであろう。 安全確保、自立支援への配慮、サービス内容の工夫、個別性への配慮が問題となり、これらの項目について水準をみ プロセスベースでは、介護技術、看護技術、記録の管理、事故防止、 ターミナルケア、感染症対策、 緊急医療活動

アウトカムベースでは、 福祉サービスの内容によって、 成果の評価に難易がありうる。 福祉サービスが一定の結果

福祉契約におけるサービスの「質」の評価

(笠井)

適切である。 ない場合には(かつ、それが利用者側の要因に由来するものでない場合には)、瑕疵あるサービスととらえることが や変化をもたらすべきことが、契約において約定されている場合には、比較的判断が容易であり、その成果が得られ 他方、結果が明確でない場合には、アウトカムからの評価が困難となる。

ないものと解して、それに代わる質の評価基準として、右の基準を位置付けることも可能であると思われる。 ではなかろうか。あるいは、 品質かいなかの判断、 今後は、これら三層の基準に即してサービスの質の瑕疵が判断されるべきであろう。そして、この判断は、 さらに進んで、福祉契約の場合には、中等の品質の判断をこのような三層の評価に置き換えることが望ましいの あるいは善管注意義務をつくしたかいなかの判断の具体化として位置付けることが可能であろ 民法四〇一条は本来、 物取引を前提とした規定であり、 サービス取引に関しては適用 中等の

4 評価の標準化・規格化

に、その基準に従って実行されているかを管理する事業も発達している。今後は、福祉サービスにおける規格の形成 法や看護学の成果を生かすことが一つの解決策として試みられてよいであろう。サービスの客観的評価の基準とすべ 準化はサービスの評価基準の標準化につながる。そのためには、たとえば、クリティカルパスなどの工程管理的な手 福祉サービスは、 規格(公的な規格・業界内の規格・顧客の設定する規格など)や検査方法が定められることも増えている。 定型化、標準化がみられる役務である。これが進むと徐々に物の取引に近くなる。サービスの標

も必要となろう。

五 今後の発展

となるものと考える サービスであるという側面は、この点の評価を困難にしてきた。これらの要素が明確となり、福祉サービスの提供債 カムの要素としての利用者の主観的評価をどこまで取り込むことができるかであろう。福祉サービスが一種の感情 務のような抽象度の高い概念を、別の抽象的な概念で置き換えたにすぎないことになる。もう一つの問題は、アウト セスの評価をどのように要件化するかという点である。この点について具体的な解決がえられなければ、善管注意義 務につき不完全履行責任の輪郭が明確となることは、さらにサービス取引一般の法的責任論にたいしても有益な展開 福祉サービスに右の三層の評価基準を用いる場合には、なお解決されるべき課題が残されている。ひとつは、プロ

注

1

任」『半田正夫先生古希記念論集 著作権法と民法の現代的課題」(二〇〇三)六六一頁参照

この改革がもたらす契約法上の諸問題については、笠井修「福祉契約論の課題 ―― サービスの

『質』の確保と契約責

三巻一三号一〇頁、高野範城「障害者福祉における契約」自由と正義五一巻六号三二頁、又坂常人「契約による福祉と行 寛『成年後見と社会福祉法制』(二〇〇〇年)一九〇頁以下、菊池馨実「『措置から契約へ』が意味するもの」月間福祉八 (一九九九年)、倉田聡「福祉サービスの供給契約と福祉専門家の役割」北海学園法学研究三五巻二号二二二頁、大曽根 関連する研究として、岩村正彦「社会福祉サービス利用契約をめぐる法的論点」季刊社会保障研究三五巻三号二五一頁

祉契約の行政法学的分析」法政研究六九巻四号一○九頁がある。 由と正義五二巻七号一四頁、秋元美世「福祉契約の特質と課題をめぐって」週刊社会保障二二一四号二○頁、 政の責任」『塩野宏先生古稀記念 行政法の発展と変革 (下)』 (二〇〇一年)八三九頁、 額田洋一「福祉契約論序説」 原田大樹 自

- 三三%、訪問看護では四%、通所介護では一○%、短期入所生活介護では、○・五%、福祉用具貸与では九二%を占める。 公正取引委員会「介護保険適用サービス分野における競争状況に関する調査について」(二〇〇二年)一〇頁参照。 たとえば、居宅サービス事業分野への営利法人の参入は、二〇〇一年現在で、訪問介護では四六%、訪問入浴介護では
- 3 しているかを決定するための評価の対象となる固有の性質・性能の全体」としている。しかし、福祉サービスにおける質 の概念については、十分な共通理解がえられていないため、社会福祉法の目的に即した具体化によってとらえることにな 質ないし品質の一般的な定義について、たとえば、日本工業規格は、品質を「品物またはサービスが、使用目的をみた

体化する検討として、たとえば、米国医療の質委員会/医学研究所(医学ジャーナリスト協会・訳)『医療の質 システムについて ―― 質の評価の観点から」大原社会問題研究所雑誌四七七号一九頁、さらに、質を構成する要素を具 を越えて二一世紀システムへ』(二〇〇二年)四九頁、W・リーボフ/G・スコット『医療の質とサービス革命 他方で、医療の質に関しては、その評価方法について研究が進んでいる。たとえば、一戸真子「医療における医療評価

4 社会福祉法令研究会『社会福祉法の解説』(二〇〇一年)一〇三頁以下、二七三頁以下。

者満足」への挑戦』(一九九七年)参照。

5 する調査報告書(平成一○年~平成一三年)』が包括的な検討を試みている。 サービスの評価一般に関する最近の調査・研究として、三菱総合研究所『サービスにおける評価システムのあり方に関 また、福祉サービスの質を構成する因子の研究として、たとえば、鵜沼憲晴「『福祉サービスの質』の向上に向けて ―

質の規定因子構造および第三者評価事業の課題」社会福祉研究八〇号一七二頁、倉田康路「施設サービスの質に作用す

る要因に関する一考察」関西学院大学社会学部紀要八五巻二一七頁参照。

古川孝順『社会福祉の運営』(二〇〇一年)二二五頁、日本弁護士連合会

(編)『契約型福祉社会と権利擁護のあり方を

- 考える』(二○○二年)一七一頁以下。物の取引の場合には物の瑕疵に気がついたらその物を提供しないということが可 能であるが、サービスの場合には瑕疵あるサービスを事前に廃棄するということはできないという事情もあるため、 のサービスの評価を知ることは事業者にとって有益な情報となる。
- 7 情労働」であるとともに、福祉サービス提供者と利用者とは対等の関係であるという意識変革が必須のものとなろう。 用者の不満、 んでいない面があるように思われる。そのことが、サービス提供者との人間関係やいわゆるアメニティの側面をめぐる利 サービスの提供は利用者の日々の生活や人生への配慮に根ざしたものでなければならない。しかし、措置制度のもとにお いて、利用者との関係をややもすれば従属的ないしパターナリスティックに捉えてきた福祉従事者の意識の切り替えが進 福祉サービスの質の向上への要請は、福祉のあり方そのものについても再検討を促すように思われる。すなわち、 不信の一因となっていることがうかがえる。福祉が対人援助サービスの一つであり、その提供は一種の
- 8 基準を明確には意識していないのが通常であろう。 たとえば、介護の内容は、介護支援専門員によって作成されるが、介護支援専門員自身がサービスの適切さを評価する
- 9 福祉契約における契約責任の諸課題につき、笠井・前掲注(1)参照
- 10 この判断においては、「設計品質」、「適合品質」の考え方が有益な示唆を与える。この点について、福祉サービスにお - る品質管理の手法を論じる、筒井孝子『介護サービス論』(二○○一年) 一一九頁以下参照
- 11 所した場合)であり、この状態をもって成果とみることはありえない。 とすることも考えられるが、その基準では、最も負担が軽減されるのは、その利用者が死亡した場合(または、完全に入 要介護度の変動を成果とみる可能性もある。他方、介護の成果を、家族の負担の軽減ということにおきそれを成果基準
- 12 まずは看護が先行し、介護サービスは治癒不能とされた後に提供されるのが通常であるため、成果の評価となじまず、

福祉契約におけるサービスの

「質」の評価

介護の成果のみが独立して評価されにくいという面もある。

- 13 にも現れる。しかしこの区別は流動的で、魅力的品質のサービスでも何度も提供されるうちに陳腐化しあたりまえ品質と be quality)と「魅力的品質」(attractive quality)とが現れる。前者は、あってあたりまえと受け止められている質のことで みられるようになる。狩野紀昭編『サービス産業のTQC』(一九九○年) 一五一頁、筒井・前掲注 (10) 四八頁。 あり、後者は、やってもらえるとは思っていなかったニーズをみたす質のことである。これは、福祉サービスの質の評価 サービスに質そのものが利用者の事前の期待によって左右されることから、サービスの質に、「あたりまえ品質」(must
- 足からトータル・クオリティ・マネジメントへ」岩崎榮編『医を測る』(一九九八年)、高柳和江「患者は何を知りたいか」 岩崎榮/広井良典編『医療改革』(一九九七年)五六頁以下、リーボフ/スコット・前掲注(3)九〇頁以下参照 ただ、医療サービスにおける患者の満足度を測定する方法は、かなりの発達をみている。たとえば、今中雄一「顧客満
- 権利があるかが争われたケースにおいて、保育所の入所児童につき最低基準に適合する面積の屋外遊戯場の使用を要求す 他方、神戸地判昭和四八・三・二八(判時七〇七号八六頁)は、サービス利用者に最低基準に基づくサービスを受ける

15

筒井・前掲注 (10) 一八一頁

- る権利を肯定した。
- 17 高山由美子「『社会福祉サービスの質』の向上をめぐる取り組みと課題」介護福祉二〇〇一年春季号三〇頁
- 18 の基準を見つけ出すことができ、また、利用者がどのようなサービスを本来あるべきサービスと理解していたかを知るこ サービスがなされなかったときに出されるものであるとすれば、苦情をもとに不良品とされたサービスのリストをえてそ このような観点からは、苦情情報をもとに評価基準を組み立てることも考えられる。苦情というのは、あるべき品質の
- 19 同志社法学五四卷六号一六四頁参照 特に、東京都の福祉サービス第三者評価システムについて、狭間直樹「公共サービスにおける品質概念と第三者評価

ともできる

 $\widehat{20}$ 四頁、 第三者機関MDK(メディカル・サービス)が、保険者である介護金庫の委託により、介護サービスの質の評価を行って 書〕五六頁も、これを福祉サービス分野での評価システムにおける今後のあるべき方向性として位置付け、 としての意味を持つ。この観点からの福祉サービスの評価につき、米国医療の質委員会/医学研究所・前掲注 看護を行う側の自己改善のよりどころとなるとともに、利用者側からの選択に資する方法(サービスの質と価格の連動 護学においても確立された評価基準として最も一般的に用いられているものである。これによってえられる評価結果は、 tenpflege seit der Einführung der Pflegeversicherung, Sozialer Forschrift 6/2001, S.130. いるが、そこでもこの三層の評価基準が用いられている。Meinolf Moldenhauer, Zum Stand der Qualitätssicherung in der Al-ムの評価を視野に入れた取り組みを求めている。 この枠組みはは、 筒井·前掲注 ドナベディアン(Donabedian, A.)によるケアの評価の枠組みを利用したものであり、 (10) 五四頁、高山·前掲注(17)三一頁参照。三菱総合研究所·前掲注(5)〔平成一三年度報告 なお、一九九六年に介護保険を導入したドイツでは、各州に設置され 現在わが国の看 特にアウトカ (3) 二八

度をもたらす要因の特定の手法がある。これは質の高いサービスを生み出すプロセスに焦点をあてて、そのプロセスの維 持・管理に注目するものである。つまり、 サービスの質の評価の枠組みはこの三層の評価方法にとどまらない。たとえば、ISO認証取得にみられる、 サービスの質の定義を回避し、質を生み出す条件を普遍化する手法である。 顧客満足

21 公共セクターの間接的役割としての第三者評価制度について、狭間・前掲注 <u>19</u>

参照

· 前掲注(19)一八七頁参照

- 22 河上正二一 一商品 [のサービス化と役務の欠陥・瑕疵(上)] NBL五九三号八頁
- 六 診療契約においては、「誠実な診療行為」について、 (判時一二三四号四五頁)、仙台高判平成二・八・一三(判タ七四五号二○六頁)参照。否定した例として、 (判時 四五〇号七〇頁) がある。 慰謝料請求を肯定したものとして、名古屋高判昭和六一・一二・
- $\widehat{24}$ たとえば、 国民生活センター「介護サービスと介護商品にかかわる消費者相談」(二〇〇一年)参照

福祉契約におけるサービスの

質

の評価

成四

- <u>25</u> このような評価の位置付けについて、笠井・前掲注(1)六七五頁参照。
- 27 $\widehat{26}$ 河上・前掲注 (22) 九頁。 河上・前掲注 (22) 一〇頁。
- $\widehat{28}$ 逆に、結果がよければ常に役務もよかったといいうるのかは問題であろう。
- だけではなくプロセスの評価を必要とする特殊な請負ということになろう。 福祉契約が請負契約としての性質をもつ場合もありえようが(笠井・前掲注(1)六七四頁)、それは、完成した仕事
- 30 え方、概念などについて設定された取り決め」(JISZ8101)である。 られるように統一化、単純化を図る目的で物体、性能、能力、配置、状態、動作、手順、方法、手続き、責任、義務、考 標準化とは「標準を設定し、これを活用する行為」であり、標準とは、「関係する人々の間で利益又は利便が公正に得